

『霧ヶ峰の自然環境保全のための取組み』



車山



ニコウキスダ

ピーナスライン沿線の保護と利用のあり方研究会提言の概要

平成14年2月のピーナスライン無料開放を契機に、「ピーナスラインの現状や課題を鑑括し、沿線全体の保護と利用のあり方検討する」ことを趣旨として、「ピーナスライン沿線の保護と利用のあり方研究会」が発足し、12回わたる研究会を経て、平成16年3月に同研究会の提言（最終報告書）がとりまとめられました。

めざすべき姿
 保全すべき自然 「湿原」、「樹叢」、「草原」
 利用の基本概念 「歩く霧ヶ峰」、「歩く美ヶ原」
 調査研究、施設整備、利用調整、普及啓発及び維持管理



主な提言

- 1 草地の森林化
- 2 湿原の乾燥化
- 3 踏み込みによる視地化
- 4 外来種（移入種）等の拡大
- 5 自動車利用の増加による渋滞等の発生

< 提言の概要は資料3 >

霧ヶ峰の自然環境保全のための取組み

諏訪市

- 1 火入れ・植生調査
 - (1) 目的は、霧ヶ峰高原の森林化を抑制し、草原を保全・再生するため。
 - (2) 平成17年度：7.1ha、240名
平成18年度：2.0ha、370名
平成19年度：2.5ha、300名
- 2 自然保護バトロール
 - (1) 6月の環境月間に合わせて実施。
 - (2) 目的は、霧ヶ峰高原のトイレ不足、視地化や草原の森林化や天然記念物の遊歩の乾燥化、ニホンシカの食害などの問題がある。そこで、バトロールにより上記の課題やゴミ拾いを実施、利用と保護の両面から検討。
- 3 諏訪市植物保護指導員による指導
- 4 雑木処理
平成13年度より実施、今年度で7回目、4.5ha。
- 5 車山湿原木道整備



霧ヶ峰の自然環境保全のための取組み

下諏訪町

- 1 八島湿原トイレ、御射山トイレ維持管理
- 2 八島湿原木道整備
- 3 八島駐車場管理
- 4 観音沢ハイキングコース整備
- 5 八島高層湿原保護指導員による指導
- 6 霧ヶ峰登山道整備
(下諏訪町、八島湿原山小舎組合)
- 7 八島湿原、霧ヶ峰道標整備
(下諏訪町、八島湿原山小舎組合)



霧ヶ峰の自然環境保全のための取組み

茅野市

- 1 車山高原自然歩道のウッドチップ化
- 2 車山高原自然歩道の清掃
- 3 車山高原自然歩道内の標識整備



霧ヶ峰の自然環境保全のための取組み

- ・ 霧ヶ峰高原を美しくする会
一斉清掃、外来植物除去
- ・ 霧ヶ峰雑木やっつけ隊
雑木処理
- ・ 八島高原を美しくする会
一斉清掃、ヒメジョオン除去
八島湿原遊歩道、トイレ清掃
- ・ 下諏訪観光協会
八島ビジターセンターあさみ館管理運営
八島湿原ガイドウォーク
- ・ 車山観光協会
清掃、ゴミリ
- ・ 車山自然派学術会
自然観察、セイヨウタンポポ駆除
- ・ 自然治癒会
一斉清掃、外来植物除去、雑木処理等
- ・ 牧野農圃同組合
雑木処理、外来植物除去等
- ・ 北山柏原財産区、米沢北大進財産区
火入れ、雑木処理
- ・ NPO法人霧ヶ峰基金
エコツアー
- ・ 霧ヶ峰ネットワーク
植生調査
- ・ 下諏訪自然観察会
自然観察
- ・ 羽南公民館自然観察会
自然観察



霧ヶ峰パークボランティアの活動



一早朝パトロール



新しい杭と交換作業

活動内容

- ・ **巡回**
ゴミ拾い、マナー呼びかけ
自然情報報告、公園整備状況報告
- ・ **センター内活動**
館内清掃、クラフト講師、ベランダ修繕
- ・ **公園管理整備**
草刈り、杭作り、花札つけ、看板修繕
ウッドチップ敷き
- ・ **その他**
早朝パトロール、学校団体案内、植生調査
イベント、ボランティアによる自然解説会
ガイドウォーク見学

火入れの影響

植生調査全体の総括

木本調査については、新たに花の開花しない個体はなかった。しかし、昨年今年通じて熱の影響を受けた部分については開花しないなどの影響を受けた個体もあった。また、根まで根絶することは難しい。今年度植生調査の結果を考えると、もう数年は試験的に同じ場所、または新たな対照区を増やしつつ火入れを実施し植生調査を継続していかなくては、火入れが植生に与える影響・効果を把握することはできないと思われる。

草本調査については、火入れによる植生への大きな変化は認められなかった。しかし、火入れによる発芽が抑えられたレンゲツツジの株元周辺に、希少種の好草原性種の「コウリンカ」、「サクラスミレ」の発生が確認された。

火入れが森林化抑制・草原の保全再生に効果的であるかどうかについては、今後さらなる植生調査研究と、火入れ・野焼きを大規模で実施している他地区の状況と資料を収集しながら研究していく必要がある。

平成18年度霧ヶ峰高原草原再生火入れ事業にかかる植生調査結果報告書の抜粋(諏訪市)



国立公園の特別地域内行為

許可が必要な行為

- ・ 工作物の新築、改築、増築
- ・ 木竹の伐採
- ・ 土石採取
- ・ 広告物の設置
- ・ 土地の形状変更
- ・ 高山植物の採取、損傷
- ・ 山岳に生息する動物の捕獲
- ・ 屋根・壁等の色彩変更

許可が不要な行為

- ・ 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽
- ・ 門、生垣、その高さが3m以下であり、かつ、その水平投影面積が30㎡以下であるきん舎等
- ・ 社寺境内地又は墓地における、鳥居、灯ろう、墓碑等
- ・ 道路から20m以上の距離にある炭焼小屋等
- ・ 宅地の木竹伐採
- ・ 枯損した木竹又は危険な木竹伐採
- ・ 森林の保育又は電線路の維持のための下刈り、つる切り、間伐
- ・ 地表から2.5m以下の高さで、広告物を建築物の壁面に掲出